

# 広報 なかのしま

12月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行：中之島村役場企画課



## 住みよい 街づくり着々と!!

二本木地区宅造事業計画

人回のうさぎ

—12月1日現在—	
( ) 内は11月1日との比較	
人口	11,262人 (-16)
男	5,534人 (-5)
女	5,728人 (-11)
世帯数	2,193 (-2)

今月の納税 ▼固定資産税(第3期分) ▼国民健康保険税(第5期分) ▼保育料(12月分)



元旦から4日まで休みます。

## 冬の ゴミ収集 冬し尿くみとり

今月三十一日まで  
で平常どおり業務  
を行います。一  
月一日から四日ま  
で休みます。  
不燃物と危険物  
については、埋立  
地が山間部にある  
ため、降雪がある  
と収集車の運行が  
不可能となるため  
に、十二月一日を  
最後に来春の運行  
ができるまで収集  
業務を休止しました。

その間の不燃物、  
危険物については、  
ごめんどでも各  
家庭で保管してお  
いてください。  
し尿くみとりは、  
年末になると申込  
みが殺とうし、年  
内に回りきれない  
場合があり、雪が  
積ってからは車  
が入れずくみ  
とれない所もで  
てきます。早めに申  
込みを……。

刈谷田荘……今月28日から先日まで休みます。  
心配ごと相談…毎週火曜日、午後1時～4時。  
住民相談室(役場)

## 工業統計調査 にご協力を!!

製造業に属する事業所等を対象に12月31日現在で工業統計調査が行われます。  
一月中に調査員がうかがいますからご協力をお願いします。

## 農業改善に 農林公庫の総合資金を

農林公庫資金には、土地取得、家畜購入、農  
用施設の造成、農機具の購入などに必要な各種資  
金が一括して借入れられる総合施設資金(総合資  
金)があります。

この資金は、個人で千二百万円(特別の場合は  
三千六百万円)まで借入れられ、長期(最長二十  
五年償還)、低利(年五%据置期間中は年四・五  
%)で極めて有利であり、しかも農業改良普及員  
など技術・経営の専門の人から、改善計画をつ  
くることから借入後の営農までの指導もつけられ  
ます。

詳しくは、村産業課農業改良普及所、農協、県  
信連、へご相談ください。

## 年末・年始の役場事務

役場は今月二十七日が仕事納め。土曜日、  
です。すから午前中のみです。二十八日から一  
月四日まで休ませていただきます。ただし、  
死亡届は宿、日直者が受け付けます。  
年末は窓口がたいへん混みますから、  
ご用はできるだけ早めに……。  
新年の仕事始めは一月五日。一般事務は  
午前中のみです。  
公民館の一般使用は、今月は二十七日ま  
で一月は六日からとなっています。

## 二十五日が納期限

固定資産税(三期分)と国民健康保険税  
の納入は二十五日までをお願いいたします。

たばこは村内で買ひましよう

### 人間文化財

両田兵吾さん(79)

中之島村教育委員会では、十一月十一日付で、中之島村大字西高山新田・両田兵吾さん(七十九)の五色軍談(チヨンガリ)を中之島村文化財の無形文化財(人間文化財)として指定し、十二月一日、両田さんに文化財指定書を交付しました。

### 農村娯楽の王座

五色軍談——いわば講談調の浪曲が、かつて農村娯楽の王座を占めていた。チヨンガレともチヨンガリともいわれ、農閑期になると語り手が村から村へ渡り歩いて、スター並みの人気を集めたものでした。

西高山出身で見附市今町の荒木梅吉さん(昭和四十八年、七十歳で死去)は、語り手と伴奏のコンビであり、かつてのスターでした。

#### チヨンガリの道

両田さんが物心ついたころ、村でも五色軍談が盛んでした。農家の跡取りではあったが、ノドが自慢の両田さん。いつしかファンを通り越してセミプロの道を歩む結果となった。婚礼の席など、いわゆるお座敷興行に招かれるようになったのが二十二歳のときでした。

軍談は、節語りが独特なものでなければならず、声帯を体質改善しなければならなかった。そのため、深夜、田んぼのまん中で、冬は吹雪の川原で、思いきり声を振りしぼり、血の出る練習を重ねノドをつぶしたそうです。

両田さんの記憶力と才能は抜群で、これまでに百六十余編を語ったという。この道の芸人としてもまずまずの存在だったという。

#### 三日連続もザラ

感心するのは、口演覚え書き帳と称する分厚い過去帳なので、大正六年より書き示されておられ、これまでに口演した日時、場所、出しものが、四冊にわた

#### 洋琴を伴奏に

両田さんの軍談を語る時、荒木梅吉さんを登場させなければなりません。荒木さんも芸事では天性のものを持っておられ、当時、洋琴が流行するや、たちまちそれをマスターし洋琴の名手となった。

同じ部落の心やすきから、語りのとき三味線のかわりに洋琴を引いたところ「味がある」としてうけた。以来、両田さんと荒木さんは師弟の縁を結びコンビを組み始めたのです。

#### 文化財としての両田氏と五色軍談

現在、これが五色軍談であるという定説はないらしい。では「五色軍談」と人から呼ばれ、そして人気があり有名になった人が五色軍談の芸人ということになり、五十年以上にもわたる口演年月と、自分の持つ芸でその地方の人、心を大いに潤したことで、充分伝統芸能の保持者として価値あるものと考えられる。

これらの点から、両田さんは中之島村における郷土芸能の保持者として、村の無形文化財に指定されたものです。



両田兵吾

はおり、はかまで熱演される両田さん。当時がしのばれます。

## 五色軍談

### 語り続けて五十年



## 五色軍談

浪曲と同列の芸術の一つ。チヨンガレともチヨンガリとも呼ばれている。中之島村史によると、五色軍談は講談、漫談、新内、浄るり、三味線の五つを合わせたもので、源平盛衰の中で、平家のため、一時、源氏が滅亡寸前にまで追い込まれたさい、横暴をきわめた平家に対する反抗心を歌に託したところから起

きた、という。軍談そのものは戦国時代に生まれた、文字通り合戦談議である。これが江戸時代にはいつて軍学に発展した。その後、さらに民衆の間に広まり、内容も合戦ばかりでなく人情物なども扱うようになったともいわれている。

## きれいな選挙をめざして

### 公職選挙法が改正

#### 改正の主な点②

政治活動用文書図画掲示の制限  
公職の候補者等(公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、および公職にある者)以下(同じ)が政治活動のためにその氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画、および後援団体が政治活動のためにその名称を表示する文書図画については、次に掲げるもの以外は選挙運動用の文書図画とみなされ、掲示することが禁止されました。

- ①公職の候補者等または後援団体の政治活動のための事務所に掲示する立札、看板の類(本村の場合は村長、村議選に係るものは四枚の範囲内で事務所ごとに二枚まで、規格縦一五〇横四〇以内のもの)
- ②ペニヤ板、プラスチック板を用いて掲示する以外のポスター、演説会、講演会、研修会等の集会場での開催中使用するもの
- ③確認団体が、選挙期間中に認められる政治活動のために使用することができるもの

- ④公職の候補者等は、次に掲げる場合を除き、時期や名目のいかんを問わず、選挙区内の人に寄付することが禁止されます
- ⑤親族に寄付をする場合
- ⑥政党その他の政治団体等に寄付をする場合(ただし一定の期間には禁止されず)
- ⑦選挙区で行う講習会その他の政治教育のための集会(一定の期間を除く)の必要やむを得ない実費を補償(参加者のための必要最少限の旅費、弁当代等)

- 衆議院の議員定数が二十人増えて五百十一人となります
- 供託金が各選挙を通じて、およそ三倍に増額されました(村長選 四万円→十二万円)
- 選挙運動用通常葉書の使用枚数が増加されました。(村長選 千五百枚→二千五百枚 村議選 五百枚→八百枚)
- 選挙運動用の支出制限額が増加されました。(村長選 約八十二万円に、村議選 約五十万円に)



## ぶどう作りの大久保さん



オリンピックの収穫風景

### 県内トップクラスの経営者に 果樹経営共進会に入賞

果樹農業の経営近代化をはかるために開催された、新潟県果樹経営共進会に、中之島村から品之木の久保忠栄さん(43歳)が参加し、厳しい審査の中でみごと努力賞に選ばれ、去る11月6日新潟市において表彰されました。

また、忠栄さんの父、忠さん(68)歳はこれまで商品化が不可能とされていた、まほろしの高級ブドウ「オリンピック」を商品化することに成功し、昭和47年度産業功労者として県知事表彰を受けられました。現在では約1.4ヘクタールを経営。家中ブドウ作りに取り組んでいます。

今年のブドウは全般的に不作だったにもかかわらず、ナシ・モモなどの栽培者と競って、ブドウ経営者がたった2点しか入賞しない中の1人に入ったわけで、いうなれば県内のブドウ作りのトップ経営者です。

「ことしはブドウの出来が悪くて入賞なんかはずかしいくらいですよ。」と控え目に話しながらも、来年はことしの分まで取りかえそうと、ブドウの手入れに励んでおられました。

政治活動用事務所立札、看板類の表示板交付  
このたびの公職選挙法の改正に伴い、十月十四日からは、公職の候補者等および後援団体の政治活動のための事務所に掲示する立札、看板の類は、選挙に際して、その選挙を管理する選挙管理委員会の定める表示をしなければ掲示できないことになりました。  
詳しいことは、村選管(六一二〇〇二)へ、お問い合わせください。

村の財政についても、このような国の方針をふまえながら、当初計画として掲げた生活関連公共施設の整備を重点施策として、社会福祉の充実、文教施設の整備等の重点施策について地方財政の硬直化が叫ばれるなかで歳入の好調に支えられ計画にそって行うことができました。

**決算収支** 四十九年度の一般会計は、六千六百六十九万一千円、黒字となり、この額から翌年度への繰越財源額を差し引いた実質収支は四千三百三十七万九千円となっています。なお、実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支すなわち四十九年度一年間で生じた黒字は二千七百三十九万九千円となりました。

**歳入** 前年度に比較して総額では、二億九千九百七十四万四千円(二二・七%)増加しましたが、その主なものは、地方交付税一億四百七十一万一千円、村税三千六十一万七千円、諸収入六千七百九十二万一千円、国庫支出金、自動車取得税交付金などです。

**歳出** 歳出面を性質別にみると一番多いのが人件費で三億二千八百六十三万七千円(三三・九%)、次に普通建設事業費が二億八千六百二十六万四千円(二九・六%)、以下物件費の一億三百九十八万七千円(一〇・七%)、扶助費、補助費等、積立金、公債費の順になっています。

**経常収支比率** 四十九年度は、諸費の増加など大きな支出要因がありましたが、財政構造の良否を判断する指標に使われる「経常収支比率」は、七〇・四%と前年度(七三・〇%)に比べ、財政構造は若干改善の方向にあります。

49年度決算

昭和49年度の主な建設事業費

(単位 千円)

事業名	事業費	事業名	事業費
道路・橋りょう改良、舗装事業	111,214	稲作転換促進事業補助金	1,202
鉄道建設公団工事用道路受託事業	73,292	用水障害対策事業費補助金ほか	1,582
都市計画街路事業	20,000	防火用貯水槽、消火井戸新設事業	3,213
都市計画中央下水路事業	12,500	消防ポンプ購入費	1,889
都市計画一般下水路事業	3,045	防災行政無線設置費負担金	1,149
公民館信条分館新築事業	5,000	庁用車庫・駐車場用地購入費	12,565
教職員住宅購入費	3,243	公用乗用車購入費	1,410
スクールバス購入費	4,350	交通安全対策事業費	1,171
農道整備事業	21,670		

一般会計歳出状況

(単位 千円)

区分	予算額	支出済額
1 議会費	30,804	14,755
2 総務費	173,600	75,400
3 民生費	165,244	75,617
4 衛生費	54,671	26,500
5 農林水産業費	66,698	23,267
6 商工費	22,381	18,218
7 土木費	271,477	70,834
8 消防費	16,157	7,989
9 教育費	426,903	173,843
10 公債費	34,350	9,181
11 予備費	373	-
歳出合計	1,262,658	495,604

五十年度予算については、四月号でお知らせしましたが、国の懸念な不況対策にもかかわらず景気は依然として停滞し、経済の先行き見通し難から税収入の歳入不足が予想され、全国的にも地方財政危機の問題が大きくなり上げられました。しかし、さいわい本村においては、歳入の一番大きい柱である地方交付税が、前年度に比べ二二・一%と県平均伸び率を上まわる伸びとなったほか、今問題になってくる税収についても、個人村民税、固定資産税が当初予想した以上の伸びとなり、法人村民税

についても、本村は前年同期を上回る収納実績となりました。当初、八億六千三百五十八万一千円でスタートした一般会計も、その後、小学校統合校建設用地の買収・造成工事費、一般公共事業(都市下水路・街路)村道整備事業等の建設事業費を中心、九月末までに三億七千九百二十六万五千円補正され、五十年度一般会計の現計予算額は、十二億四千二百八十四万六千円となり、前年度より予算繰越した分を含めると十二億六千二百六十五万八千円となりました。このうち、普通建設事業費は五億五千七百五十四万五千円、歳出予算のうち四〇%を占めています。九月末現在の収支をみると、収入六億六千九百六十九万六千円、支出六億九千九百六十九万六千円、六十万四千円となつております。

(国保会計については国保特集号をご覧ください)

昭和五十年度予算の執行状況

わたしたちの村の財政が、どのように運営され、現在どのような事情にあるかを知っていただくため、毎年五月と十二月の二回、村の財政事情を公表していますが、今回は「昭和四十九年度決算」と「昭和五十年度予算の執行状況」についてお知らせします。

なお、四十九年度決算は十二月定例村議会に提案し、認定を受ける予定です。

**49年度一般会計** 昭和四十九年度の国の経済は、前年の石油危機をかわきりに、物価の上昇、賃金の大幅アップ、高金利など、不況の中のインフレ化に苦悩した一年でした。このため国の経済政策は、物価の抑制と経済の長期安定化を早急の課題とし、総需要抑制に重点がむけられました。

10億円の使いみち

中之島村の家計簿

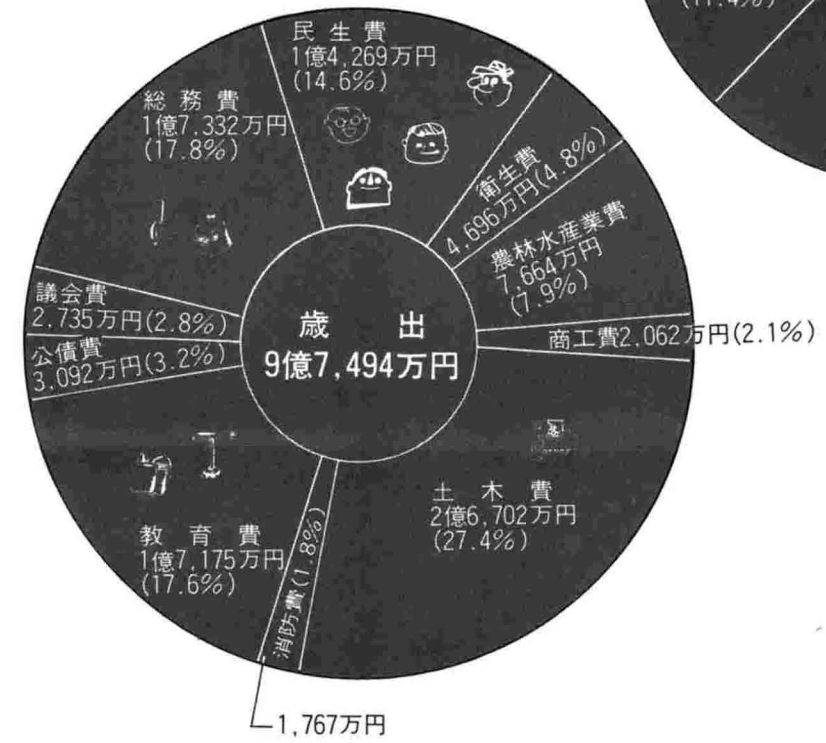
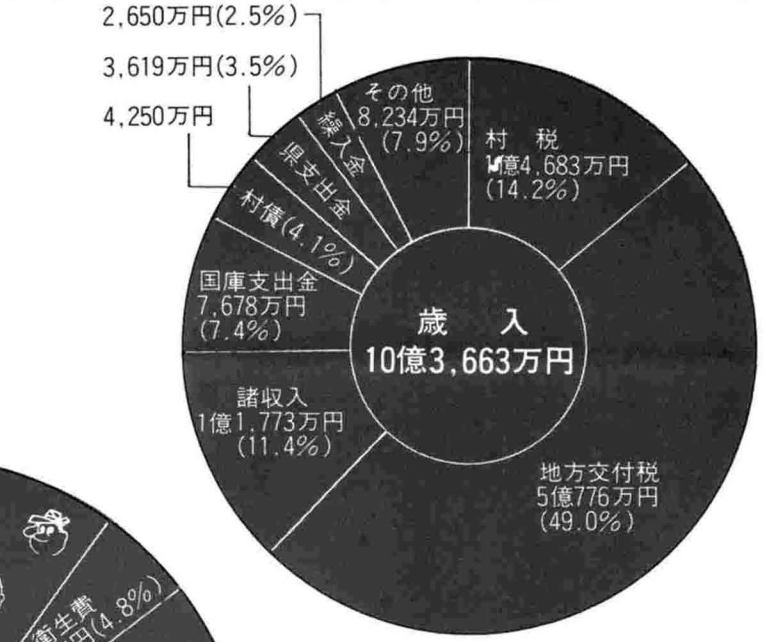
中之島村財政状況の公表に関する条例の定めるところにより昭和四十九年度決算と昭和五十年度(四月から九月まで)の財政状況を次のように公表します。

中之島村長 齋藤恭三

49年度決算

一般会計

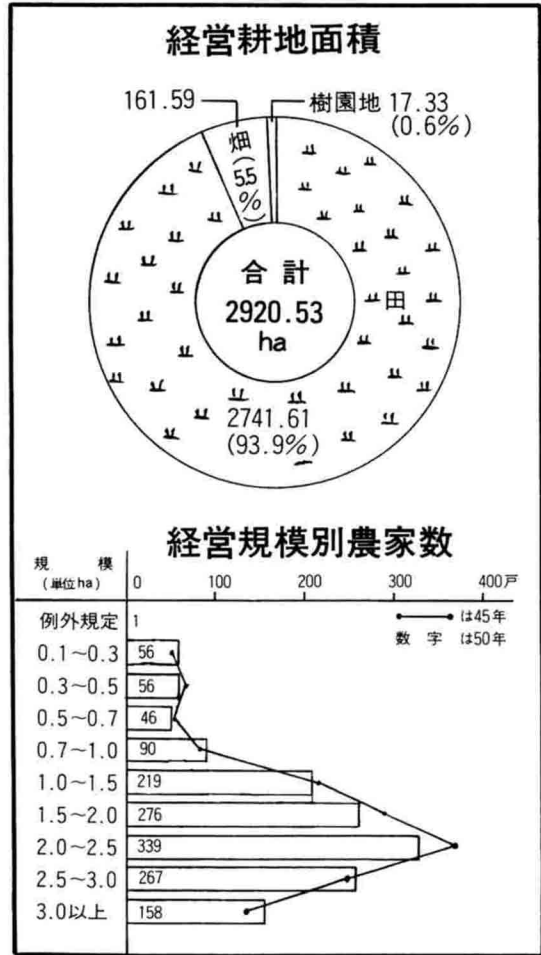
歳入	10億3,663万円
歳出	9億7,494万円
歳入歳出差し引き	6,169万円
	(黒字)
実質収支	4,338万円



村税の納入状況

調定額 1億5,182万円  
 収入済額 1億4,682万円  
 収納率 96.7%

税目	金額	収納率
村民税	5,158万円	96.2%
固定資産税	6,195万円	95.8%
軽自動車税	773万円	97.9%
たばこ消費税	1,478万円	100.0%
電気・ガス税	709万円	100.0%
特別土地保有税	369万円	97.5%



### 農家人口

農家人口は、前回よりも九百六十九人減の八千三百九十二人で村人口の約七四・三%を占めています。昭和三十五年に比べて二千八百三十三人も減少しています。

一戸当りの農家人口は昭和三十五年には六・七人であったものが今回は五・七人になっています。このうち農業に従事している人は四千八百五十四人で、農家人口に対する農業従事者の割合の地区別では、最高が上通地区の六一・六%、最低では中之島地区の五四・〇%となっています。

### 経営耕地

経営耕地面積は約二千九百二十ヘクタールで、内訳は田九三・九%、畑五・五%、樹園地が〇・六%となっています。

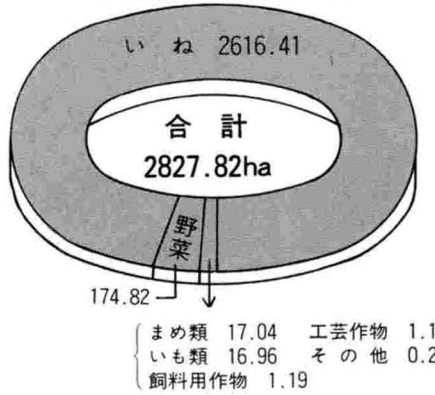
これを規模別にみると、図のとおりで、一ヘクタール未満が二百四十九戸で全体の十六・五%、一ヘクタールから二ヘクタール未満が四百九十五戸で三三・八%、二ヘクタールから三ヘクタール未満が六百六戸で四・〇%、三ヘクタール以上が百五十八戸で一・五%となっています。

これを前回と比べてみると、二・五ヘクタール未満までは減少していますが、逆に、二・五ヘクタール以上では増えており、

### 農業の機械化

農業機械の大型化はめざましいものがあり、特に今まで一番人手を要した田植、稲刈に機械の普及度は大きく、農作業の省力化とともに農業の機械化

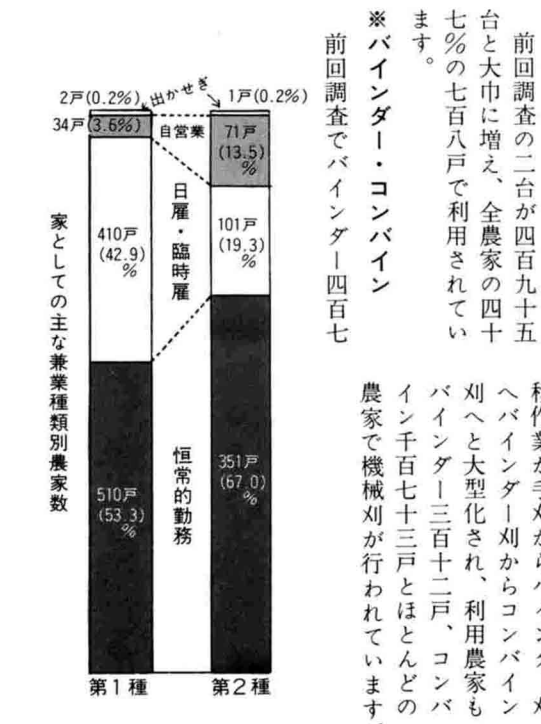
### 作物の収穫面積



### 家畜飼育農家数と頭羽数

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
昭35年	19	31	556	559	508	757	942	8,120
40	16	26	58	59	483	2,311	659	5,924
45	11	40	26	54	292	3,364	392	7,349
50	6	66	22	207	93	1,801	91	1,058

前回は調査でバインダー四百七十七台、コンバイン二十台が、今回の調査ではバインダー二百六十三台、コンバイン九百二十七台となり、この五ヶ年間で収穫作業が手刈からバインダー刈へバインダー刈からコンバイン刈へと大型化され、利用農家もバインダー三百三十二戸、コンバイン千七百三十三戸とほとんどの農家で機械刈が行われています。



# 中之島村の農業

## 75年農業センサス結果から



## 激減した専業農家

### 農家戸数

二月一日現在の農家数は千五百八戸、世帯数が二千八百八十一戸です。全世帯の六九・一%が農家ということになります。農家数は前回の調査(昭和四十五年)の千六百五戸より九十七戸(六%)減少しており、十五年前に比べると百二十九戸の減少を示しています。

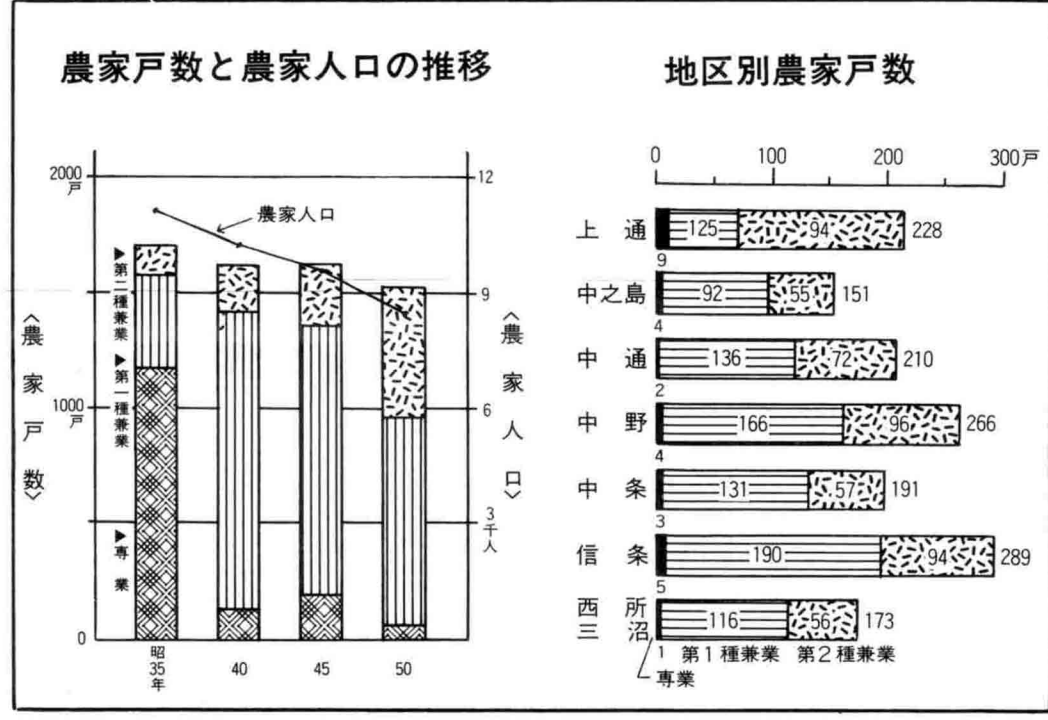
減少傾向は昭和三十五年から

この専業農家の内には、純然たる農業所得で生計をたてていない農家も含まれています。というのは、おとしよりのみの世帯で、農業を少しだけやっております。世帯も含まれているので、そこで男子生産年齢人口のいない世帯を除きますと二十四戸になり、これが専業農家の実態といつた方がよいかも知れません。兼業農家は、農業のかたわら他の仕事をしている第一種兼業農家が、九百五十六戸(六三・

毎回(五年ごと)約三十戸の減少であったのが今回の、結果では九十七戸も減っており、近年における離農化(委託耕作によるものと推される)が目立っているといえます。

次に、専業農家と兼業農家との割合をみますと、専業農家は二十八戸(一・九%)、前回(九五%)よりも百二十六戸も減り、五年間で約五分の一になってしまいました。

昭和五十年二月一日現在で調査が行なわれました。「一九七五年農業センサス」の結果が発表されました。中之島村農業の現状を知っていただくため、その概要をお知らせします。



四%)で、前回に比べ二百二十八戸の減、他の仕事のかたわら農業をしている第二種兼業農家は五百二十四戸(三四・七%)で、前回に比べ二百五十七戸の増となっています。全体の傾向として、専業農家から第一種兼業へ、第一種兼業から第二種兼業への移行がはつきりとうかがえます。



除雪用グレーダー(手前)を購入し、除雪体制を強化。

# 除雪体制は万全！

今年冬は、長期予報では里雪型で案外と大雪になるのではないかとわれています。村では、この冬みなさんの強い要望に応じて、昨年より約十五キロ多い七十二キロの村道除雪を計画し、冬期間の足確保を期しています。

除雪計画では、通勤、通学、その他の利用度や必要性を考慮し、次の三区に分けて除雪しています。

(第一種路線)一車線(四〜五)

道路の除雪や排雪作業をすすめる時、一番困るのは車の路上放置です。除雪作業は昼夜の別なく行われますが、主に朝四時から作業に入ります。しかし、せっかく除雪作業を行っていても、車が路上放置してあるとそれは除雪ができません。車が路上放置してあると、除雪作業はできません。車が路上放置してあると、除雪作業はできません。

道路の除雪や排雪作業をすすめる時、一番困るのは車の路上放置です。除雪作業は昼夜の別なく行われますが、主に朝四時から作業に入ります。しかし、せっかく除雪作業を行っていても、車が路上放置してあるとそれは除雪ができません。車が路上放置してあると、除雪作業はできません。

(第二種路線)一車線(三・五〜四)の中員確保を原則とし、除雪の状況によって待避所を設ける。

(第三種路線)一車線(三〜三・五)の小型車交通の中員確保するが、状況によっては一時交通止めになってもやむを得ない路線。

## 雪おろしはいついかに

降雪が続き、屋根の雪おろしが必要になったとき、やむを得ず路上におろす場合は、交通の支障にならないよう手際よく道路外へかたずけてください。

また、雪おろしはなるべくとなり近所がいついかにおろすようにしてください。

## 国民年金特例納付 今月かぎりです

国民年金に加入したが、保険料を滞納した。過去に保険料を納めたくても、時効で納められなかった。こんな人はいませんか。でも最後のチャンスです。今月いっぱい、時効になった過去の保険料を納められる特例納付が認められています。

「自分は、貯蓄や財産があるから年金なんて」という方もあるでしょうが、やはり、「老後は年金で」と考えておられる方が六〇%以上です。せっかく

## へいには赤い目を

除雪作業の大部分は機械を使って雪を脇へ片づける方法です。そこで、道路ぎわのブロックや板塀などが雪が埋っていると、除雪車がこわしてしまふ恐れがあります。お手数でも竹ざおに赤い布をつけて目じるしを立てておいてください。

の機会を活用し、明るい老後に備えください。

●年金を受けるに必要な保険料の納入期間

生まれた日	期間
大正5年4月1日以前	10年
昭和2年4月1日	11年
昭和3年4月1日	12年
昭和4年4月1日	13年
昭和5年4月1日	14年
昭和6年4月1日	15年
昭和7年4月1日	16年
昭和8年4月1日	17年
昭和9年4月1日	18年
昭和10年4月1日	19年
昭和11年4月1日	20年
昭和12年4月1日	21年
昭和13年4月1日	22年
昭和14年4月1日	23年
昭和15年4月1日	24年
昭和16年4月1日	25年

## 第2回村民作品展 作品募集中

第2回村民作品展が来年2月20日(金)から24日(火)までの5日間にわたって、村公民館において開催されます。

只今、みなさんからの作品をつぎの要項で募集しています。

種目 書道・日本画・洋画・写真・工芸(風・はりえ・和紙人形・彫刻・彫塑など)

- 規定(一般)
- ◇額もの(洋画・日本画など) 20号までの大きさ。1人2点以内。但し20号は1人1点。
  - ◇軸もの(書道・日本画など) 全紙までの大きさ。1人2点以内。但し全紙は1人1点まで(表装…仮巻以上の表装および額装)
  - ◇写真 四つ切りまでの大きさ1人2点以内。額入れまたはパネル。
  - ◇工芸 大きさは自由。1人5点以内。(小・中学生)
  - ◇書道(課題…小・中の学年別に指定) 書初め用短冊およびB4版。
  - ◇日本画・洋画・版画など 四つ切りまでの大きさ。画題は自由。その他の作品については、一般に準ずる。
- 対象…小学生から一般までの村民。但し、村内事業所に勤務している人は出品可。
- くわしいことは、教育委員会へ(6-3242)(6-2002)

飲酒運転 しない させない 中之島村

## 青少年の健全育成に功績

青少年の健全育成と事故防止等に功績のあった者として、西沢卯一郎さん(56)と西沢角市さん(75)が、去る十一月二十一日青少年育成新潟県民会議から表彰されました。

西沢さんと西沢さんは、ともに地域の青少年健全育成と不良化防止のために、信条剣士会、中条剣友会を結成し、十年以上も地域の青少年の剣道指導にあたり、活動が認められ今回の表彰となったものです。

## 来年四月をメドに 生活改善の申し合せを

年々、冠婚葬祭や家庭生活がだんだん派手になってきている中で、全国的にこれらを簡素化していくと虚礼廃止や生活の改善が図られています。

本村でも、西所、三沼、信条、中条、中野西部の地域では、以前からこれらのことについて生活改善の申し合せや虚礼廃止を行い、簡素化を定着させてきました。

しかし、このような生活改善は、一地区や一学区での申し合せだけでは実行に困難性もあるため、これを全村的な規模での生活改善を申し合せたらと関係者から強い要望があり、去る、十一月二十七日各分館長婦人団体長および青年代表者を集め「生活改善推進会議」が開かれました。

会議では、来年四月をメドに全村で生活改善の申し合せを実施することを決めました。



## 中国では恋愛は……

「もちろん、恋愛はあります。我が国の結婚は七〇%が恋愛です。あとは紹介結婚です。結婚の条件では、顔は問題外です。まず第一に思想です。つきが相手の仕事。あとは性格や習慣などです。」

一目惚れなんてことは、「一目惚れ?意味がわかりません。中国では知りあつて結婚する」と。

「もちろん、恋愛はあります。我が国の結婚は七〇%が恋愛です。あとは紹介結婚です。結婚の条件では、顔は問題外です。まず第一に思想です。つきが相手の仕事。あとは性格や習慣などです。」

中国の女性は、細身で一見きやしゃな感じがする。しかし、芯の強いことは驚くばかりである。「女性は天の半分を支えている」という言葉どおり、女性の社会進出は目ざましい。その反面、女性だからという甘えも許されてはいない。(つづく)

## 中国では、美人は通用しない

中国の女性は、若い人はオサゲ、中年以上はオカッパと二種類のヘアスタイルである。衣類も、日本の様な原色の物はなく、白地に小さな模様程度である。夏でも女性の半数がズボンをはいている。もちろん、パンタロンなどではない。

しかし、中国はなかなかの美人ぞろいである。博覧会場の美人ぞろいである。博覧会場の美人ぞろいである。

## 結婚の第一条件は思想

ところが、中国の女性は美人という言葉にあまり興味がない。なぜ……と聞く。とリーさんが答えてくれた。「顔などのように、本人がいくら努力してもどうにもならないもので、人を差別することはできません」と。

「目立たないように、恥らいたいから語り歩いている恋人達の姿は、自由化しすぎた日本の我々にとっては、実に新鮮で幸せそうに映る。」

中国の女性は、細身で一見きやしゃな感じがする。しかし、芯の強いことは驚くばかりである。「女性は天の半分を支えている」という言葉どおり、女性の社会進出は目ざましい。その反面、女性だからという甘えも許されてはいない。(つづく)



## 村中小企業振興資金 融資制度を一新

十二月の申込みよりつぎの条件で受け付けます。

使途 運転資金・設備資金

融資限度 ① 百万円以内 ② 二百万円以内

融資期間 ① 二年以内

返済方法 ① 三年以内 ② 割賦償還・一括償還

貸付利率 年八%

くわしくは、産業課または商工会へ。

「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を合い言葉に中之島村からは違反者を出さないようにしましょう。

## 加入、脱退の届出は14日以内に

住所の異動や、資格の取得、喪失があったときは、国保の被保険証と印かんを持って住民課の窓口へお届けください。

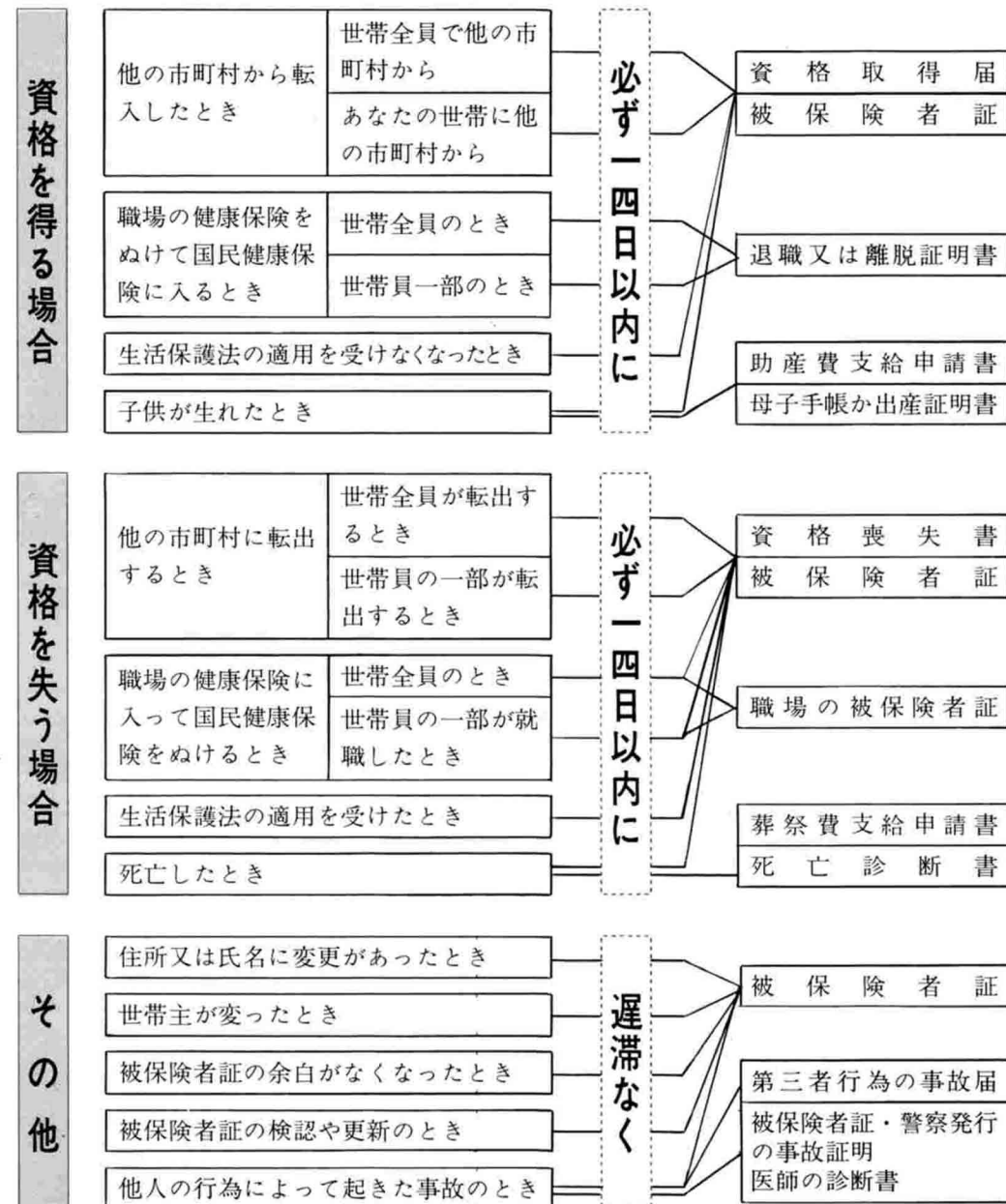
### ▲加入手続きが遅れた場合

「実は4月に会社を退職したのだが……」と退職後3ヶ月を経てから届け出にこられる方があります。この場合加入しなければならない日などから保険税が計算されますので一時的にたくさんの保険税を納めていただくことになります。

### ▲脱退手続きが遅れた場合

「うちの子どもは4月に会社に就職したのだが保険税の返納は……」、と加入後半年も経てから届け出になる方があります。この場合納めすぎた保険税はお返ししますが、脱退手続きを怠り、国保の保険証で医者にかかった場合、国保が負担した7割分は、後日返納していただきます。

### 国民健康保険の手続きに必要な書類



# 広報 なかのしま 国保だより

50. 12. 10発行 中之島村役場保健衛生課



収穫期を迎えた大口レンコン  
高価な大口レンコン病？

初冬の風が身にしみる今日、このごろ特産大口レンコンの収穫がはじまりました。値段は昨年の五割高とか、掘りおこす農家の手にも一段と力が入ります。しかし厳冬下、まえかみでの長時間労働はきつくはだ着を何枚着ても寒さが身にしみ、腰痛になやまされるとか、お医者さんはこれをレンコン病と診断されるとか……。

健康は早期発見・早期治療から

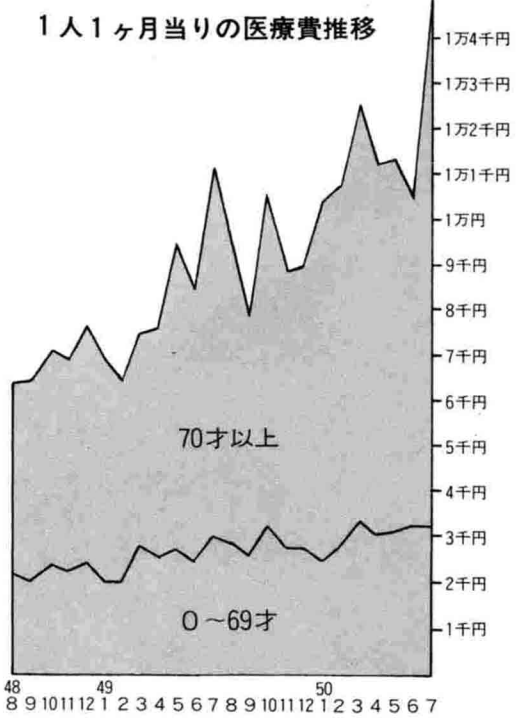
総世帯数	2,194
国保加入世帯	1,666
加入率	76%
総人口	11,278
被保険者数	6,934
加入率	62%

# 保険給付費額の三〇％に

わたしたちの国民健康保険は医療給付を充実させるため被保険者が安心して医療を受けられるようたえず努力しています。たとえば昨年の七月から一カ月に支払った医療費の自己負担額が三万円を超えた金額について、あとで払い戻しをするという高額医療制度を実施しましたし、ことしの四月から助産費を二万円から四万円に引上げました。このように給付内容が年々充実された反面、

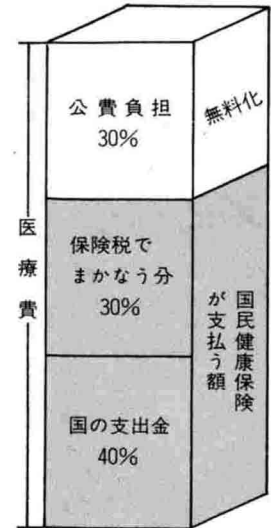
## 老人一人で三人分の医療費

中之島村の人口は現在一万一千三百人です。その内七千八百人（六三％）が国保に加入しています。そして昭和四十九年度、



老人医療の無料化や医療費の値上げなどがおこなわれ支払額が増加して、国保財政を大変圧迫しています。そしてそれをおこなうため、保険料の値上げが必要になってくるわけですが、ことしは十五％の引上げを実施いたしました。そこでこのような現状について、老人医療を中心にして、最近の医療費の動向についてさぐってみたいと思います。

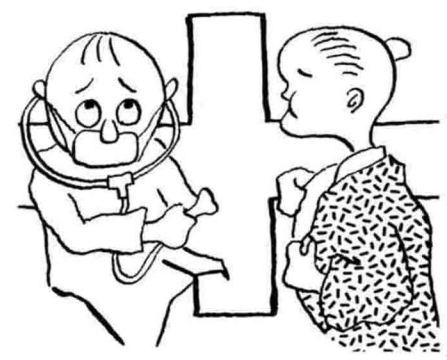
### 老人医療無料化のしくみ



一人当たり一万二千五百円の保険料を納め、三万九千五百円の医療費を受けました。この医療費は四年前の昭和四十六年の一万六千円にくらべて二・三倍になっています。これはオイルショックによる物価高とそれにもなう医療費の値上げも含まれていますが、昭和四十八年二月から実施された老人医療の影響もみのがすことができません。昭和四十九年度、診療費二億八千七百万円に対し、老人医療は七千五百万円、約三〇％に達しています。つまり、被保険者八％の老人が全体の三〇％の医療費をつかっている勘定になります。また医師にかかる割合も、平均が年五回のところ、老人は年十一回半、つまり毎月医師にかかっている勘定になります。

とができません。老人医療の対象者（七〇歳以上）は中之島村全体で七百五十人ですが、その内六百三十人、約八五％が国民健康保険に加入されています。これは被保険者数全体の八％にあたります。この老人一人当たりの診療費は昭和四十九年度、十一万六千円で、全体の平均三万九千五百円の約三倍にあたります。つまり、老人一人で三人分の診療費がかかる計算になります。また総医療費に占める割合も

このようなことから国民健康保険は老人福祉型の健康保険といえることができると思います。これからは、ますます高齢化の傾向にあります。これにともなう、医療費の増加が予想され、ひいては保険料の値上げにはおこがえつてきます。このことから老人の健康管理とその増進が大変重要になってくるわけです。また医療費の節約も大切です。無料というところで、薬をたくさんもらったり、医師を転々と変えたりしますとそれだけ医療費がかさみます。一度お医者さんをきめたからにはその人を信用し通すくらいでなくては、医師と患者の良好な人間関係と、それによる治療の効果は上りません。このようなことから、診療を受けられるときはこのような事情を十分理解して受けていただくように思います。



## 保険税のきめ方

保険税をきめる場合、まずこの医療費などの保険給付額の見積りを出し、これに必要な収入として、国からの支出金などを算出し、残りを保険税でまかないます。この保険税収入のみこみ額を所得割（五〇％）資産割（一〇％）均等割（二五％）平等割（一五％）にあん分して税率をはじきます。その結果、ことしは次のような税率になりました。

▼所得割 世帯の収入に応じて計算する額で、前年の所得を課税標準とし基礎控除十九万円を引いた額の二・四二％。  
▼平等割 世帯の資産に応じて計算する額で、その年の固定資産税のうち、土地、家屋にかかる税額の二八・一六％。  
▼均等割 加入者の数に応じて計算する額で、被保険者一人につき三千七百円。  
▼資産割 一世帯いくらと定額で計算する額で、一世帯につき九千三百六十円。

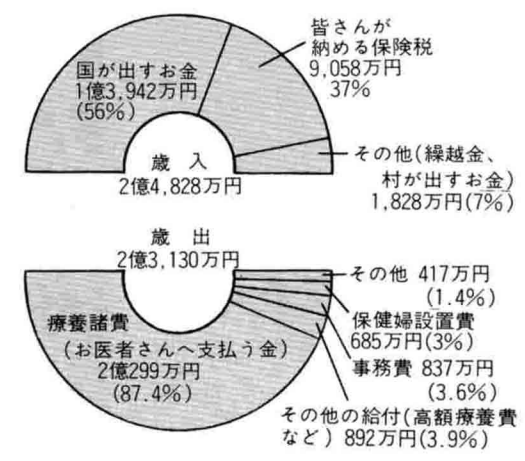
以上の方法で計算された税額が十二万円を超えるときは十二万円まで打ちられます。また所得が少い世帯には、保険軽減制度があります。

# 低かった医療費の上昇率…

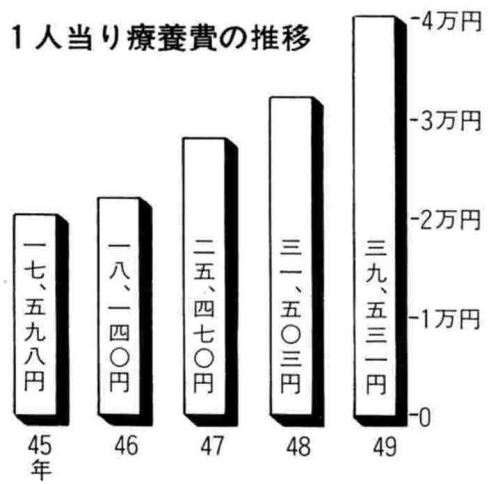
昭和四十九年度の国民健康保険会計決算見込みの概要は次の図のとおりです。歳入が二億四千八百二十八万円、歳出二億三千百三十万円で差引一千六百九十七万七千円の黒字となりました。

これは四十九年度医療費が三十六％と大中に引上げになり、国保財政への圧迫が心配されましたが、さいわい中之島村では前年度と比較して十七％の増加にとどまり、支払額が予定を下まわったため黒字決算となりました。これは皆様方が医療費の節約にご理解とご協力をいただいた、たまものであり、今後とも医療費の節約にご協力をお願いします。

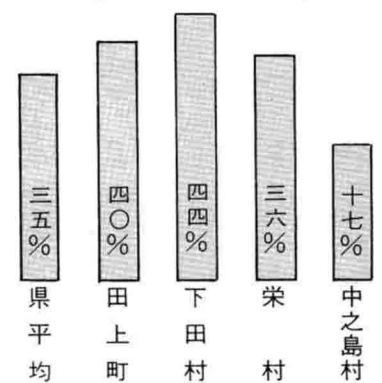
## 昭和49年度国保会計決算見込



### 1人当り療養費の推移



### 医療費の増加率(48年度と比較して)



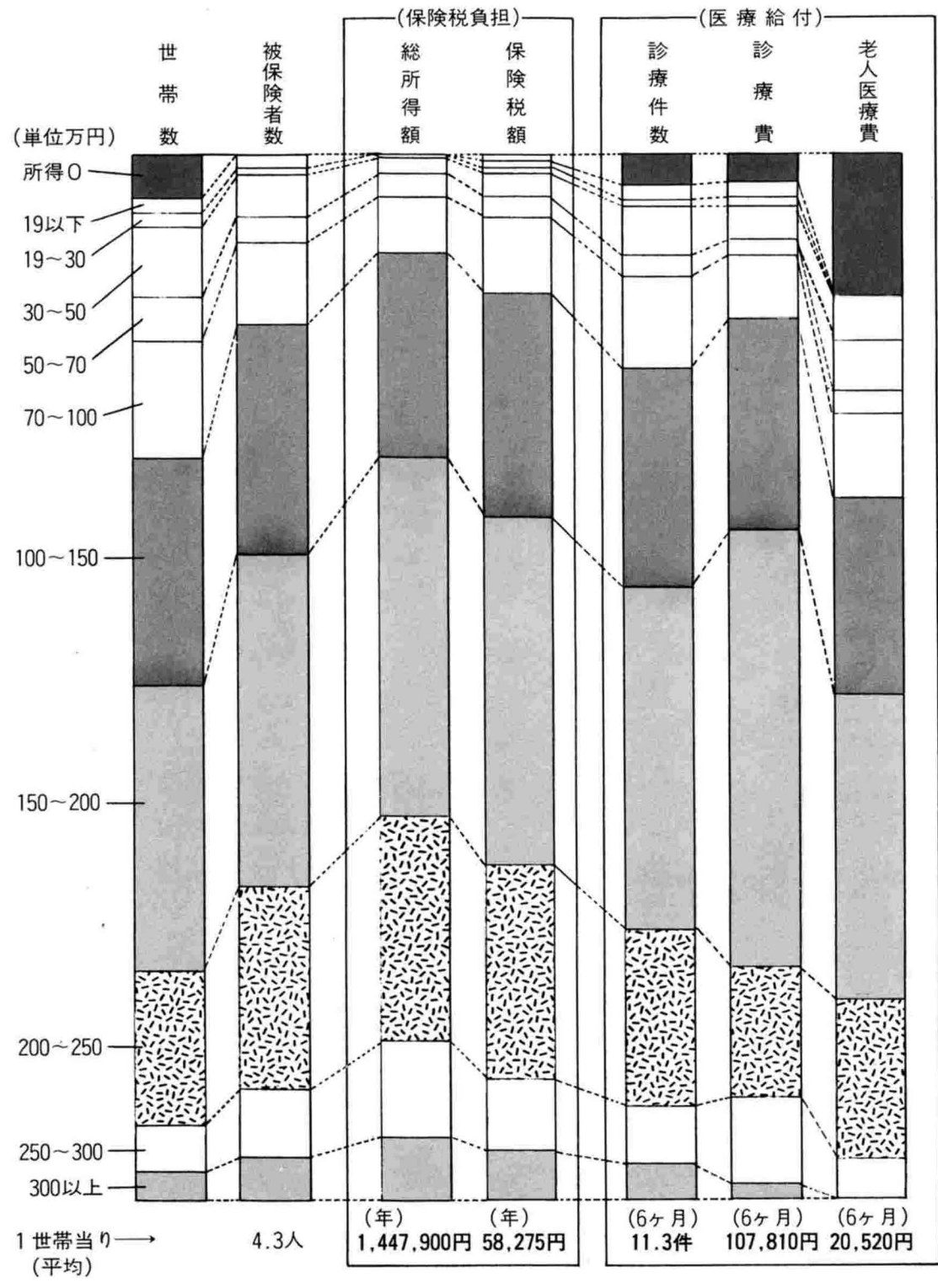
### 被保険者1人当り諸費

収入		支出	
保険税	12,358円	医療機関に支払った額	28,990円
国の支出金	19,072円	事務費	1,145円
県の支出金	28円	保健活動費	937円
村の支出金	459円		
繰越金	1,580円		

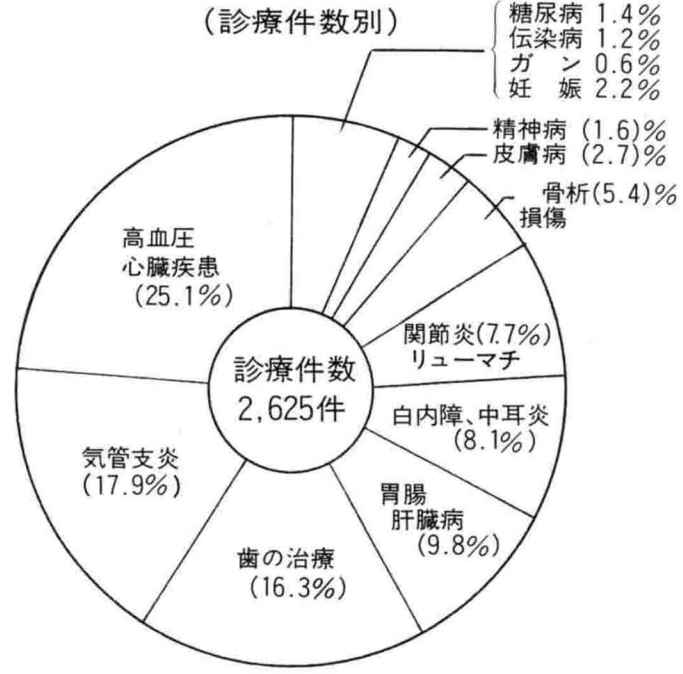
### 1人当り税負担比較(49年度)

中之島村	12,358円
田上町	12,510円
下田村	8,794円
栄村	11,768円
県平均	11,003円

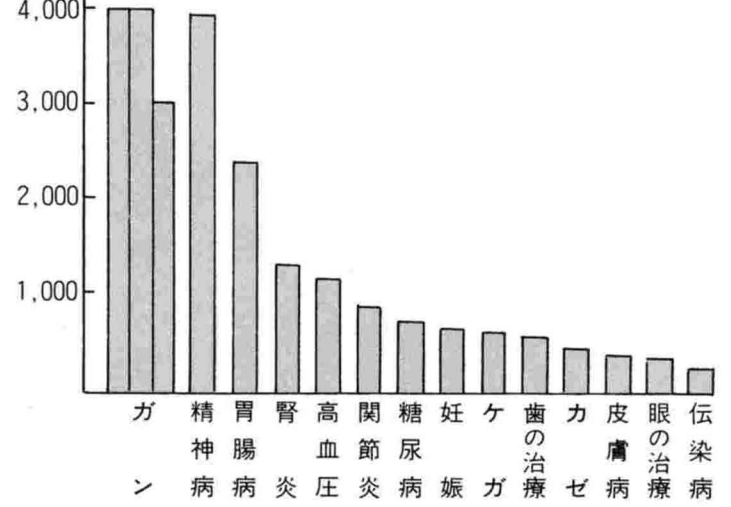
### 所得段階別に見た税負担と医療給付



### 疾病分類



1件当り診療費(1ヵ月、1件当り)



#### 診断結果

① 国保世帯は、被保険者四・三人、年所得百五十万円が標準世帯である。  
 ② 一世帯、月二回は家族のだからが医療を受けている。  
 ③ 一世帯、六ヶ月で平均十万七千八百円の医療を受けている。この内二万五百円は老人の医療費である。  
 ④ 病気の種類は一番多いのが高血圧、心臓病などの循環器系で、次いでカゼなどの呼吸器系、次いで歯の治療、胃腸病の順となっている。  
 ⑤ 老人の病気は高血圧、心臓病が殆んどで、次いで白内障などの眼の病気、関節炎となっている。  
 ⑥ 病気の治療費はガンが最も高く、次いで高血圧、胃腸病の順となっている。

#### プロフィール

○ 国保加入率	世帯75% 被保険者63%
○ 調査対象世帯	232世帯
○ 年間所得	昭和49年所得
○ 診療費	昭和50年1月から6月まで (6ヶ月間)

わたしたちも国民健康保険では被保険者の税負担と保険給付の関係をあきらかにするため、中之島村で一番平均的な地区である中条地区を中心に実態調査をしました。

この調査は、昭和五十年年度の賦課状況をもとに、税負担と保険給付、老人医療の実態、病気の種類と経費の関係を中心に調べました。その結果は別表のとおりです。

診療費平均十万八千円(六ヶ月間)  
 多い高血圧、カゼなどの病気

# 国民健康保険の診断カルテ

昭和50年

中条地区の実態調査から



# 49年度 高額療養費制度 百八十件、六百二十万円支給

高い医療費の負担を少しでも軽くしようと、昨年七月から高額医療費制度が実施されました。この制度は、一人の被保険者が同じ月内に同じ医療機関において、その医療機関に支払った自己負担額が一ヶ月に三万円を

こえるときはその超えた分を払い戻しをするという制度で、中之島村では、昭和四十九年度、百八十五件、総額六百二十万円が支給されました。

この制度の実施によって、入院などの診療費の自己負担額は一ヶ月三万円を

## 昭和49年度 高額療養費支給の内訳

	件数	診療費総額	国保負担額(7割)	自己負担額	国・県で負担された額	高額療養費
一 般	102件	20,768,790円	14,538,153円	3,060,000円	—円	3,170,637円
70歳以上の人	39	7,907,280	5,535,096	—	1,170,000	1,202,184
妊婦・乳児 重度心身障害者	21	2,670,130	1,869,091	—	630,000	171,039
その他の公費負担 の対象者	23	7,783,550	5,448,485	3,000	687,000	1,645,065
計	185	39,129,750	27,390,825	3,063,000	2,487,000	6,188,925

表のみかた 老人医療費(70才以上の人)、乳児妊産婦・重度心身障害者、更正医療などの公費医療を受けている人は、総医療費の7割が国保負担、残り3割の内3万円を国と県で負担、残りが高額医療費として給付されます。

このときは医療費が引上げになり、入院料などが大巾に引上げられたことなどから、いま、自己負担額が二万円程度のもので三万円になり、

### 高額療養費計算例

A 子さん 60歳  
「脳出血」で10月20から11月5日まで入院  
10月分 総医療費 570,000円  
3割自己負担分 171,000円……病院の窓口で支払い  
11月分 総医療費 98,000円  
3割自己負担分 29,400円……病院の窓口で支払い  
△この場合11月支払分は該当せず、10月分の3割自己負担171,000円の内、30,000円を引いた残り141,000円を高額療養費として支給いたします。  
△この支給方法は、診療を受けられてから2ヶ月後に該当者に申請のご案内をさしあげます。

高額医療費に該当する件数も多くなること予想され、予算では約四百件、千五百万円を見込んでおります。

## 私の健康法 毎朝20分の体操 中之島 大竹新一さん(68)



自分の健康をふりかえってみると、少年のころは虚弱でしたが、教職についてから時間的な生活をするようになり、ある程度健康体になりました。終戦前後の物資不足の時代でも割合に健康でした。その後五十歳前後は物質的には恵まれましたが、飲食による不摂生や精神の安定を欠いたため血液が不安定でお医者様の世話になりました。現在では、毎朝五時半起床、適量の生水をのみ、春夏は三口程度の散歩、秋冬は腰部の運動、すなわち腰の運動と軽い跳躍を二〇分位してから朝食につきます。食事は生野菜と海藻の酢の物を好みます。そして、精神安定法として静座、老化防止として頸手脚の素人指圧、読書を心がけています。また気持の持ち方として、心配苦勞しない、日々新たな知識を得ることに心がける、頑固で尊大にならぬよう心がけるをモットーにしています。また私の心身健康の理念としては、佐藤一齊先生の「壮にして学ばば老にして衰えず。老にして学ばば死しても朽ちず」を常に身心保持の理想としています。(プロフィール・大竹新一さんはことしの八月二十四日に実施された第一回早朝マラソンに参加、五キロコースを完走されて参加者の喝采を受けました)



## 助産費を4万円に引きあげ

村では乳幼児と母性の健康増進のためいろいろな施策をたて、います。その一つとして、母親が安心して分べんできるよう、ことしから被保険者のお産にたいして、助産費を2万円から4万円に引きあげました。また育児手当についても同様に5千円から7千円に、葬祭費も1万2千円が1万5千円に引き上げました。

## 国保と

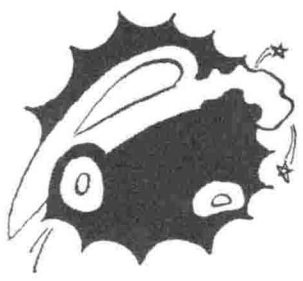
## 交通事故

### 保険証は使えます ただし必ず被害届を!!

「交通事故の場合、保険証は使えないと聞いていますが……」「自動車損害保険は手続がめんどうでさっぱりわからない」こんな質問をよくお受けします。交通事故はまったく予期しない出来ごとのため、ケガの治療やその支払いについて、わからない方が大部分だと思えます。そこで交通事故と国保の関係についてご案内します。

### 加害者負担が原則

交通事故の場合でも保険証を使って診療を受けることができます。ただし、交通事故はふつうの病気とちがって、治療の責任は加害者にあります。ですから治療費も当然加害者が負担すべきものです。しかし加害者がすぐ支払わなかったり、話し合いに時間がかかるのが現実です。ところがケガの治療はマッタがききません。そこで加害者が負担すべき治療費を村がかわつて一時支払いし、あとで村(国民健康保険)がその治療費を被害者になりかわり、加害者に請求することになります。



この場合、ふつう加害者の車に掛けている自動車損害賠償保険(負傷の場合、治療費、慰謝料等最高百万円)に請求いたします。ですから交通事故で保険証を使って治療を受けるときは、これらの手続きがスムーズに行くようすみやかに国民健康保険の係へ届け出くださるようお願いいたします。

### 事故にあった時

- ▼相手を確認する  
免許証、自動車損害賠償責任保険証を見せてもらい、車の持ち主、運転者の住所、氏名、連絡先を確認する
- ▼警察への連絡  
必ず警察へ届け出て、事故の現場を確認したうえで、「事故証明書」をもらってください。この「事故証明書」はあとで自動車損害賠償金や一日一円保険の請求に必ず必要になります。
- ▼病院で診断を受ける  
受けたケガの程度を知り、救急処置を受けて後遺症の心配がないか確かめることが大切です。また診断書や出費した領収書は必ずもらいましょう。
- ▼役場の国民健康保険係へ連絡する  
保険証を使って治療を受けたときは必ず届けてください。
- ▼示談は慎重に  
示談は治療後に、損害額を計算し、内容をくわしく記載して取りかわすようにしましょう。また交通事故によって受ける損害には次のようなものがあります。

- 人身事故の場合  
治療費、休業補償、慰謝料、葬儀費、死亡の場合は将来の収入、諸雑費
- 物件事故の場合  
修理代、休車補償、代車補償

## こんにちは保健婦です

### 脳卒中の機能回復に苦心 石坂文恵



中之島村に勤めてもう一年半になりました。保健婦は大橋さん、中島さんの大先輩と一年生のわたしの三人です。保健婦の業務は、乳児、妊産婦、成人病等の検診指導や訪問指導が主な任務ですが、そのなかでも訪問指導が最も重要な任務です。私は成人病担当として、おもにねたきり老人の家庭を訪問します。最近特に感じることは病気をなおす前に、気持の持ち方を要する必要があると思えます。

脳卒中で倒れると、本人はもとより、家族ぐるみで忍耐づくよく機能回復の訓練をしないと、現状回復はなかなかむずかしいところが、倒れると本人も家族もあきらめて、機能回復への意欲は殆んどみられません。部屋は不衛生になりやすいし、家族もともすればやっかいあつかいにしやすいのが現実です。

このような家庭を訪問したときには、まず、本人や家族の人達に病気を克服して、少しでも機能を回復しようとする意欲を持たせるのが一番大変です。しかし、いくら指導してもなかなか思うようにはいかず、ともすれば、自分のやり方に疑問を持つこともあります。

しかし、反面、自分の指導が実って、少しは自由がきくようになって、家族の笑顔がみたとときなど、本当にうれしくなります。

これからも一生懸命にやりたいと思っております。

保健婦活動は村民の健康保持増進のため設置されたものです。内容としては脳卒中などの成人病、精神障害者、幼児などの家庭訪問による個人指導や、成人病、母子などの衛生教育、集団検診の実施、それに予防接種などをおこなう仕事としています。そしてこれを大橋哲子、中島静代、石坂文恵の三人の保健婦が担当して行っています。